

統計法等に関する研究会（第 2 回） 議事概要

1 日 時 令和 8 年 6 月 19 日（金）16:00～17:43

2 場 所 中央合同庁舎第 2 号館 1 階低層棟102会議室（W e b 開催併用）

3 出席者

【構成員】

椿構成員（座長）、岡田構成員、加藤構成員、後藤構成員、佐久間構成員、高部構成員、堀澤構成員

【事務局】

北川政策統括官（統計制度担当）、阿南大臣官房審議官、植松統計企画管理官、栗原統計品質管理推進室参事官、越統計審査官、赤谷統計委員会担当室次長、小川企画官

4 議 題

- （１）公的統計作成等への行政データ・民間データの活用について
- （２）経済統計の基盤整備・事業所母集団データベースの機能高度化について
- （３）その他

5 議事概要

- （１）公的統計作成等への行政データ・民間データの活用について

事務局から、資料 1-1 及び 1-2 に基づいて、公的統計作成等への行政データ・民間データの活用についての研究会の報告書骨子案等について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

○ 資料 1-1 の冒頭の 2 段落目に記載の「従来の調査手法を維持することが困難となってきた」とことへの対応として、この研究会では行政データ等の積極的な活用を議論してきたが、更なる対応も必要。例えば、統計作成プロセスの省力化や AI の活用により負担軽減を図ることなど、法令レベルで促すことができるのであれば、検討してはどうか。

→ 重要な指摘であり、今後、検討の場を設けたい。

○ 韓国のように行政データ優先の原則を規定している事例は例外的とのことであったが、今回の資料 1-2 の背景資料をみると、イギリスやアメリカでも行政データの取得権限について法令で規定されており、行政データの積極的な活用という方向性は望ましい。また、ドイツの事例にあるような行政データ情報プラットフォームの設置やメタデータの整備を参考に、今後の我が国におけるデータカタログ等の整備を法令でどう規定していくか検討してはどうか。

→ それらの取組を我が国で直ちに実現するのは難しいが、御指摘のとおり、統計調査間の重複排除等の効率化を進めていく上で効果的な取組と考える。

- メタデータの付与の仕方については、現時点では、公的統計の中でもうまくいっているところとそうでないところがあるなど、ばらつきがある。
- 今後の重複確認やデータ連携を考えると、データの標準化が図られることが重要であり、これを促す仕組みについて方向性を示すことが望ましい。

- 資料 1-1 の I (1) ②に記載の「個人又は法人その他の団体の識別を目的としてはならないこととする」について、「識別」を目的として提供を求めることは、どのような状況であり得るのか。

→ 例えば行政指導を行うなど統計作成等の目的とは別の目的で提供を求めることが考えられる。統計作成等の目的以外では認められないのは当然のことであるが、ここでは謙抑的であるべきという趣旨で改めて骨子案に記載したもの。

- 複数の行政データをリンケージさせることにより、個人の特定や、企業の機微な情報がみえてくるなどといったものも含めて、サンクションの対象になると想定しているのか。また、複数の行政データを用いることで統計作成等の目的外となってしまうことを想定しているのか。

→ データのリンケージは、ここでは統計作成等の目的で行われるものと想定している。統計作成等の目的ではないものについては認めないこととしたいと考えている。

- 謙抑的であるべきことの明確化のためとの意図は分かるが、「識別」を目的としている場合、統計作成等を目的とはしていないため、そもそも統計作成等の目的を前提とするのであれば、その文言はあってもなくてもよいのではないか。むしろ、この文言が独り歩きして人によって都合よく解釈される懸念がある。

→ 文言の削除について検討したい。

- 「統計」の定義がない中、行政機関等が作成した AI モデルは公的統計の定義に含まれる可能性はあるか。個人情報保護法の改正においても議論されているテーマであり、注意する必要がある。

→ 「統計作成等」の「等」に含まれるものと考えるが、個人情報保護法の改正の議論も踏まえ、検討したい。

- 統計調査員の高齢化やプライバシー意識の高まり等により、従来の調査手法を維持することが困難となってきた現状において、行政データや民間データなど多様なデータソースを活用した統計の作成は、進めていかなければならない方向性の一つ。今回の見直しは、そうした多様なデータソースを活用した統計の作成等を今後一層進めていく上で、土台となる制度整備となるものと考える。今後は取りまとめに向けて検討していくこととする。

(2) 経済統計の基盤整備・事業所母集団データベースの機能高度化について

事務局から、資料 2 に基づいて、経済統計の基盤整備・事業所母集団データベースの機能高度化についての見直しの背景や目指すべき方向性等について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

- 今回、経済センサスの重要性に鑑み、国勢調査と同様に、経済センサスを法定化しようとするものの是非について伺いたい。その際、5 年に 1 度実施する全数調査

とそれ以外の年に実施する全数調査以外の調査により経済構造統計を作成するという調査体系についても意見等があれば伺いたい。

- 国勢統計は小地域集計や各種施策で活用されている点で必要性が高いものであるところ、これらの必要性は経済構造統計も同様であり、経済センサスの法定化は望ましく、重要である。また、方向性3で記載されている他のデータとのリンケージが進展すると、経済センサス-基礎調査により把握してきた情報を、統計調査以外の方法で集めることができるようになる可能性があるのではないか。

- 経済センサス-基礎調査の在り方については、照会の項目等他のデータとの兼ね合いをみて調整を検討する必要があるのではないか。

→ 経済センサス-基礎調査は、名簿整備のために実施してきたものであるが、売上高等の情報も把握している。御指摘の点については、今後、調査実施者（総務省統計局）においても議論されることになると思う。

- 事業所母集団データベースの照会業務は、統計調査とは異なるのか。

→ 統計調査は、統計作成が目的である必要があるが、事業所母集団データベースの照会業務は、特に廃業した事業所を把握することが重要であり、こういった名簿整備は統計作成を目的としていない。

- 経済センサスの法定化については賛成する。一方で、国勢統計や国民経済計算と同程度に重要なものであることについて、国民や企業等に対する広報の充実が図られるべきではないか。

→ 御指摘はそのとおりであり、今後、調査実施者とも連携し、検討したい。また、法定化による認知度向上も期待できる。

- 事業所母集団データベースの精度向上のために、事業所母集団データベースを整備する手段の一つである法人その他の団体に対する照会に対して報告義務を課すことについて意見を頂きたい。特に、報告義務を課す内容を定めるプロセスにおいてどのように透明性を担保すべきかについては、いくつかの選択肢があるかと思う。

- 現行の照会は、調査票に近いものとなっており、報告義務を課すことに賛成する。また、報告義務を課す内容を定めるプロセスについては、専門的な判断を要するものであることから、現行の基幹統計調査の承認と同様のプロセスを経ることが望ましいのではないか。

- 報告義務が課されたとしても、それだけで100パーセントの回答率を確保できるわけではないと考えられるため、罰則を設けることも検討すべきではないか。

→ 報告者となる企業等にとってはコンプライアンスの観点からの判断もあるので、報告義務があることのみによって、回答率が上昇することが期待できる。

- 罰則を設けるか否かは、どちらの判断もあり得るのではないかと。報告義務だけでも回答率向上の効果はあると思うが、罰則があることで報告者の意識を高め、調査の実を上げるという意味はある。事業所母集団データベースの重要性に鑑みると、罰則を設けることに一定の合理性はあるのではないかと。

報告義務を課す内容を定めるプロセスについては、現段階の整理では、想定される各プロセスのメリット・デメリットを十分理解できないので、もう少し厳密に比較検討できるとよい。

- 罰則を設ける場合、基幹統計調査の報告義務違反への罰則とのバランスを考慮することが必要ではないか。

なお、生活保護開始に当たっての官公署への照会や弁護士照会など、行政機関等への照会の場合は罰則が設けられていないことが多い印象がある。

- 新設候補事業所や、廃業候補事業所のうち郵送が不達にならなかったところには報告義務が課され、廃業候補事業所のうち郵送が不達になったところには報告義務が課されないとするアンバランスではないか。廃業候補事業所への報告義務の実効性について整理・検討する必要がある。

- 事業所母集団データベースの事業所IDと法人番号に関して、総務省がこれらを指定、記録しなければならないこと、各行政機関の長が、その行う統計調査に係る調査票情報に事業所ID及び法人番号を記録すること、また、これらを用いて、調査票情報だけでなく、他の行政記録情報とも連携することについて、意見を伺いたい。

- 従来の統計調査の手法を維持することが困難となりつつある中、対応策として、行政データとのリンケージは望ましい方向性とする。これにより、ドイツの事例にある行政データ情報プラットフォームのような形態に近づいていくことができるのではないか。

- 事業所IDの整備は、重複排除や報告者の負担軽減のために確実に必要であり、これにより行政データの利活用も進展することが期待されるため、望ましい方向性。

- データのリンケージは取り組んでいかなければならない重要なテーマであり、この方向性に賛成するが、事業所・企業にとってはリンケージされることに懸念が生じるおそれがあるため、今後、事業所・企業に対する説明が必要になるのではないかな。

→ リンケージは統計作成等の目的を前提としているため、識別可能性についての懸念はないものと思われるが、御指摘のとおり、プロモーションを行う中で実効性を担保していきたい。

- 統計作成等の目的であることを十分説明した上で、リンケージが図られることは重複した調査を防止する観点からも望ましいため、この方向性は重要。

- 事業所母集団データベースの利用目的を調査票情報の二次的利用制度と同じレベルにそろえるとともに、情報提供先を当該利用目的に応じて拡充することについて、何か意見があれば伺いたい。

- 二次的利用と同じレベルにそろえることに賛成する。一方で、提供の条件や公益性の審査などの運用上、調査票情報とリスクが異なるのであれば、提供のレベルも異なることになるので、そこは議論が必要ではないかな。

→ 事業所母集団データベースの情報は、基本的には調査票情報を収録したものなので、含まれている情報やリスクは同様と考えている。

- 国民目線では、統計調査への報告の負担軽減のため、どのような対応をとるのか、例えば事業所母集団データベースの照会への報告義務化や利用範囲の拡大等を通じてどのように報告者負担の軽減が図られるのか、国民目線で明確に説明する必要がある。特に、事業所母集団データベースの利用範囲の拡大はチャレンジングな領域であり、国民にとってどのような利益があるのか、公的統計の全体的な体系を踏まえたストーリーを示す必要がある。

○ 今回、事務局から提出された方向性 1 から 4 の重要性を認めた上で、国民からどのように見えているかという議論は重要と考える。次回以降、議論していきたい。

○ 経済センサスはいわゆる「骨太方針 2005」において整備の必要性が言及されて以降、事業所母集団データベースとともにこの 20 年余りにおいて段階的に整備されてきており、今やそれらの位置付けは極めて重要なものとなっている。

本日の議論においても、多くの構成員から賛同いただいたものとする。次回も経済統計の基盤整備・事業所母集団データベースの機能高度化について御議論いただく予定。

(3) その他

○ 事務局から、次回は、6 月 29 日（月）に開催予定である旨発言があった。

以上